



協会シンボルマーク

## 函館地区出張特別試験 免許試験案内

公益財団法人 安全衛生技術試験協会  
北海道安全衛生技術センター

〒061-1407 恵庭市黄金北3丁目13番地  
TEL 0123-34-1171(代表)  
FAX 0123-33-9455  
https://www.exam.or.jp/

受験申請をオンラインで  
できるようになりました。  
詳細はこちらからご  
確認ください。

試験協会ホームページ



労働安全衛生法に基づく各種免許試験のうち、函館地区における学科試験を次のとおり実施します。

## 1. 試験の種類及び日時

試験の前に説明を行いますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

## (1) 1回目

試験の種類	試験日	試験開始時刻	試験時間
一級ボイラー技士	令和7年 6月29日 (日曜日)	9:30～	4時間
二級ボイラー技士		9:30～	3時間
ボイラー整備士		9:30～	2時間30分
クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕		9:30～	2時間30分
移動式クレーン運転士		9:30～	2時間30分
第一種衛生管理者		9:30～	3時間
第二種衛生管理者		9:30～	3時間
潜水士		9:30～	4時間

## (2) 2回目

二級ボイラー技士	11月30日 (日曜日)	9:30～	3時間
第一種衛生管理者		9:30～	3時間
第二種衛生管理者		9:30～	3時間

## 2. 試験会場 (1回目、2回目ともに同じ試験場です。4ページの案内図をご覧ください)

函館大学 函館市高丘町51番1号

## 3. 受験申請書の受付期間と提出先 (提出先が異なります。)

	オンライン申請及び郵送を含むオンライン申請の場合	書面申請(郵送又は持参)の場合
提出先	〒061-1407 恵庭市黄金北3-13 北海道安全衛生技術センター TEL 0123-34-1171	〒040-0061 函館市海岸町22-5 青函フェリービル 函館労働基準協会 TEL 0138-44-0500
受付期間	1回目 令和7年5月7日(水)～5月16日(金)まで 2回目 令和7年9月29日(月)～10月10日(金)まで 書面申請の場合は受付期間最終日の郵便局の消印までとなります。 労働基準協会持参の場合は土曜・日曜・祝日を除きます。	

※障がいのため免許試験受験に際して配慮を希望する方は、申請時に申し出てください。

※書面申請において持参提出される場合、労働基準協会では現金での試験手数料の受領はできませんので、郵便局又は銀行窓口で振り込み手続き後、受験申請書に振替払込受付証明書(お客様用)を貼付してください。

※基準協会窓口受付時間は、9:00～16:00(12:00～13:00は除く)です。

## 4. 試験科目及び受験資格

各免許試験ごとに異なりますので、詳細は「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」(冊子・受験申請書の頒布機関等については、[下記9をご覧ください。](#))をご覧ください。

## 5. 試験手数料及びその払込方法

- (1) 試験手数料 各免許試験とも **8,800円(非課税)**

(2) 払込方法

① オンライン申請の場合

コンビニ払いやクレジットカードで支払い可能です。

① 書面申請の場合

受験申請書に綴込みの「払込用紙」により、最寄りの郵便局又は銀行窓口で払い込んでください。

## 6. 受験申請（オンライン申請と従来からある書面申請の2つの方法があります。）

(1) オンライン申請（受験申請書の取り寄せが不要です。）

受験する試験の種類により、受験申し込みから試験手数料の支払いまでをオンライン上で完結できる試験（二級ボイラー技士、潜水士、再受験）と受験申請と試験手数料の支払いはオンライン上で行い、別途申請書と必要書類を郵送する試験（一級ボイラー技士、衛生管理者等）があります。申請書と必要書類の提出先は、受験申請の方法により異なりますのでご注意ください。

詳細につきましては、当協会ホームページ「[受験申請・登録申請システムのご紹介](#)」をご覧ください。

(2) 書面申請（従来からある受験申請書を提出する申請方法です。）

① 所定の用紙を使ってください。（申請書は下記9によりお求めください。）

② 振替払込受付証明書

試験手数料として、郵便局又は銀行に払い込んだ「振替払込受付証明書（お客さま用）」を申請書の所定欄にのり付けしてください。

③ 写真 1枚

申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、背景無地の写真（サイズ 30 mm × 24 mm）を、申請書の写真欄にのり付けしてください。（写真裏面に氏名及び試験の種類を記入）

④ 本人確認書類

一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士試験を受験される方は、申請書に記載した氏名、生年月日・住所の確認のため、住民票〔個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの〕又は運転免許証・健康保険証（住所が記載されたもの）等のコピーを申請書裏面の所定欄にのり付けしてください。

⑤ その他の添付書類

受験資格及び免除資格に必要な書類については「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」をご覧ください。

⑥ 再受験申請の場合

再受験の方の受験申請書には前回の「[免許試験結果通知書](#)」又は「[受験票](#)」を添付することにより本人確認書類及び受験資格並びに科目免除を証明する書類の添付が省略できま

す。ただし、住所等に変更がある場合には、変更されたことが確認できる住民票、マイナンバーカード（表面のみ）等の提出が必要です。

※ 受験資格の有無の確認等の審査は、北海道安全衛生技術センターが行います。受験申請書の内容について、北海道安全衛生技術センターから受験される方へ直接照会する場合があります。

受験資格が無いなど受験申請書の内容に不備がある場合は、当センターから受験申請書の返却及び試験手数料の返還（振込手数料は受験申請者負担）が行われます。

## 7. 受験票の発送

受験票は、1回目は令和7年6月17日（火）、2回目は11月18日（火）までに受験者あて直接郵送（発送）します。これらの日を過ぎても届かないときは、必ず北海道安全衛生技術センター（TEL 0123-34-1171）に連絡してください。

## 8. 試験結果の通知

(1) 試験結果発表日は1回目は令和7年7月14日（月）、2回目は12月15日（月）です。

受験者には、はがきにより通知（同日発送）します。（電話による合否等の照会にはお答えできません。）

また、北海道安全衛生技術センターのホームページ（<https://www.exam.or.jp/>）にも合格者の受験番号を掲載（同日）します。

(2) 合格基準について（学科試験）

試験に合格するには、科目又は範囲ごとの得点が40%以上で、かつ合計点が60%以上の得点が必要となります。

(3) 不合格者に対する得点の通知

学科試験の不合格者に対しては、試験結果とともに得点を通知します。得点については合計点と科目又は範囲ごとの得点になります。

なお、合格者については得点の通知はいたしません。

(4) 試験に合格した方は、免許申請書を **東京労働局 免許証発行センター**（〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館二階）に提出してください。ただし、クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕、移動式クレーン運転士を受験し合格された方で「免許試験結果通知書」を交付された方は、免許申請書の提出先が**申請者の住所地を管轄する都道府県労働局**となります。

免許申請書は、北海道労働局、各労働基準監督署及び北海道安全衛生技術センターでお求めください。

なお、試験当日、試験会場でも配布いたしますが、数に限りがありますのでご了承ください。

## 9. 受験申請書の求め方

受験申請書は、北海道安全衛生技術センター、労働局、労働基準監督署及び次の協会（頒布機関）で無料配布しております。**（北海道安全衛生技術センター以外では郵送の取扱いはありません。）**

郵送を希望の方は、「必要部数」を明記したメモ書き及び郵送料金分の切手を貼った宛先明記の「返信用封筒（角型2号封筒縦33cm横24cmの大きさ）」を同封の上、北海道安全衛生技術センターに申し込んでください。

令和7年4月1日現在

郵送する部数	1部	2部	3～4部	5～9部
郵送料（切手）	270円	320円	510円	750円

※角型2号のサイズを超えると郵便料金不足が生じますのでご注意ください。

※郵便料が不足した場合、不足分は受取人払いとなります。予めご了承ください。

※返信用封筒にレターパックライト（430円）をお送りいただくと、10部までの封入が可能です。

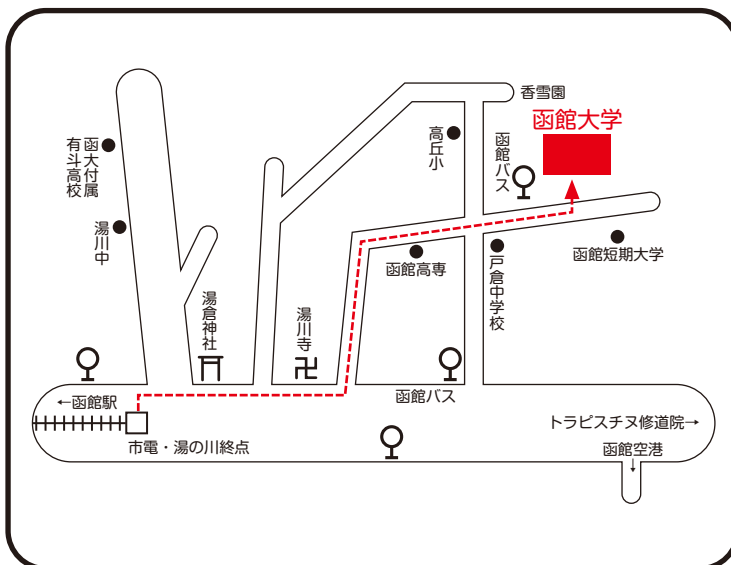
### 頒布機関

函館労働基準協会	☎040-0061 函館市海岸町22番5号 青函フェリービル	TEL 0138-44-0500
江差労働基準協会	☎043-0044 檜山郡江差町字橋本町85 江差商工会館	TEL 0139-52-0531
(社)ボイラ・クレーン安全協会 函館事務所	☎049-0101 北斗市追分3丁目1番1号	TEL 0138-49-9044

## 10. その他

- (1) 受験申請書をお求めの際には、出張特別試験を受験することを申し出てください。
- (2) 受験票が発行された後は、試験の種類、試験日又は試験地の変更、免除科目の追加並びに試験手数料の返還はできません。
- (3) 北海道安全衛生技術センター（恵庭市）では、労働安全衛生法に基づくすべての免許試験を年間を通じ実施しております。
- (4) 試験に関することは当センターに電話照会してください。

## 試験場案内



### 【市電】

- ・函館駅前から（30分）
- 湯の川終点下車 徒歩20分

### 【函館バス】

- ・JR 函館駅前バス停から（36分）
- 「滝沢町行」函館大学前下車
- ・湯倉神社前バス停から（8分）
- 「滝沢町行」函館大学前下車

### 【タクシー】

- ・函館空港から（10分）
- ・市電湯の川終点から（5分）
- ・函館駅から（20分）